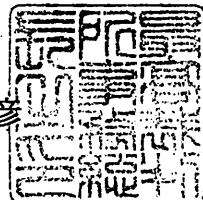


平成31年4月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成31年4月24日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、平成28年3月16日の衆議院法務委員会における総務局長の答弁からすれば、本件対象文書は存在するといえる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

どの支部において合議事件を取り扱うかを検討した際に最高裁が作成した文書（直近に作成したもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成31年3月29日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア (1)の開示申出を受け、最高裁判所内において対象文書を探索したが、その存在は確認できなかった。

イ 本件苦情申出を受け、対象文書を再度探索したが、本件申出に係る文書の存在は、確認できなかった。

ウ よって、原判断は相当である。